

平成24年度村政懇談会

【地区自治会質問・要望書兼回答書】

【地区自治会名】

中丸地区自治会

【質問事項（題目）】

きめ細かい放射性物質環境汚染測定一覧表の作成公表，除染の必要性の有無を含めた一覧表の公表について

【質問要旨（内容）】

その1

2011年3月11日福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が中丸7地区内の学校や幼稚園，保育所，公園，遊園地，高齢者クラブ広場，集会所，コミセン並びに道路や田畑の側溝，排水路，山林その他ホットスポットになっている場所に現在どのくらい滞留しているのか，その放射能汚染及び放射線量の調査を行ってほしい。また，これまで村が調べた汚染度合いの調査結果が住民に詳細に広く伝わるように公表されていない。

環境汚染情報は住民によく理解できるように知らせ，適切な判断が出来るように公表方法を工夫することが必要である。そうして住民が心から安全安心して，冷静に対処して生活できるように対策を講じるように要望する。

中丸地区放射性物質環境汚染調査一覧表

測定場所	地名 地番	Cs 汚染量	放射線量	除染必要性有無	除染方法等	住民の対処法
中丸小学校						
山林道路側溝						

※ 別添資料を御参照ください

その2

この放射能測定費用と除染の費用は東京電力に損害賠償請求する考えがあるのかその方針をお伺いしたい。

【回答】原子力安全対策課

その1

ご要望の件につきまして4項目に分けて，お答えします。

①村内の放射線量について

村では，平成24年2月末から3月にかけて村内の小・中学校，幼稚園，保育園，学童クラブ，公園などの地上高50cmでの放射線量を環境省の「除染関係ガイドライン」に基づき測定しております。

それぞれの施設における平均的な放射線量を把握するため，面積に応じて1箇所当たり5地点から20地点を選び測定したところ，7つの公園で国の定めた施設全体で1時間あたり0.23 μ Sv/h以上であったことから，除染対象施設として選定しております。

民有地内の放射線量の計測は、村民の方へ放射線測定器の貸し出しを行い、その計測結果を報告してもらうことで放射線量の状況確認を昨年9月より行っております。

②広報・公表について

村内にあるモニタリングステーションの7か所で随時放射線量を測定しています。測定結果については、村公式ホームページや役場正面入り口に設置している放射線表示装置及び各コミュニティセンターに設置している防災情報ネットワークシステムで公表しています。

また、小中学校等22施設の校庭等の放射線量を測定しています。小・中学校は校庭内の5か所、幼稚園・保育所（園）は園庭内の砂場を含めた4か所で、それぞれ地表面から3cm、50cm、100cmの高さで月2回（**当初の間、今年度から偶数月**）測定しています。

村内の公園（83か所）とコミュニティセンター（6か所）の計89か所については、地表面から50cmの高さで月1度（**今年度から奇数月**）測定し、村公式ホームページで公表しています。

村では、村内の土壌や井戸水、農産物の放射線の測定結果と放射線測定器の貸し出しによる村内の放射線量をまとめた報告結果を村内各戸に12月25日号の「広報とうかい」に折り込みにて周知を行っております。

また、昨年11月より村内の小・中学校、保育園で出される給食食材の調査や自家用野菜などの放射性物質濃度などの調査を行っております。

これらについては、村の公式ホームページに掲載しており、7月からは自治会連合会の定例会の際に、データ等を提供してまいります。

③除染の有無について

村民の不安を解消し、子供の生活に関する施設の除染を行うことを目的に、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超える7公園については、平成26年3月を目標に順次除染作業を行って参ります。

私有地につきましては、各個人（所有者）での低減対策をお願いしているところです。低減対策としましては、除去した土壌等を土のう袋等に入れ、それぞれの敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設（約40～50cmの覆土）する。または、敷地内の一角をブルーシートで養生し、トラロープ等で立ち入り制限をするか、仮置き表示等をしたうえで一時保管することをお願いしています。

敷地内保管にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、低減対策で不明な点等については、随時ご相談を受け助言等を行っております。

④今後の対策について

広報等については、データ量の関係から村の公式ホームページを中心に行ってまいります。広く周知を図るため自治会連合会への報告や各コミセンでも確認できるようにしてまいります。また、原子力安全対策課でも閲覧できるように準備しております。

今後も、皆様からのご意見等を参考に、よりよい情報発信に努めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

その2

ご要望の件につきまして、お答えします。

東京電力への損害賞賠償請求は、既に2回行い、それぞれ、1回目3,684,940円、2回目11,220,751円合計14,905,691円となっております。主な請求内容は、食品などの放射線を測る機械と空間の放射線量を計測する放射線測定器の購入費です。

また、除染事業については、国から認められたものについては、国の100%補助を受け事業を行っていく予定です。

今後も福島第一原子力発電所の影響によるものと判断されるものについては、定期的に東京電力へ請求していく考えであります。

【質問事項（題目）】

通勤自動車の生活道路通り抜けによる交通事故防止対策について

【質問要旨（内容）】

その1

「人にやさしい道づくり」という視点から、須和間区を始めとする地域住民は通勤自動車が生活道路を通り抜け、身の危険を感じている。この状態を放置しておくとは悲惨な交通事故が起きるのではないかと非常に心配しているところである。この出退勤時の生活道路通り抜けは、JAEAだけでなく、平原工業団地の通勤者、常陸那珂火力発電所隣接の工業団地に勤務する者も通り抜けを行っている。

本地区自治会では5月30日にJAEAの東海研究開発センター長横溝英明様並びに原子燃料工業（株）東海事業所長田尻寛様に出退勤時通行では幹線道路を使用し、指定した生活道路は通行しないように要請をした。この他の平原工業団地と常陸那珂港隣接工業団地に自動車通勤する者にもご協力をお願いしたいと思うので、組合長か或いは取り纏め代表者にも要請をしたいと考えている。どこに提出すればよいのか、東海村行政が調査して、それぞれのあて先と住所と電話番号を中丸地区自治会長にお知らせいただくことを要請する。

なお、既に要請した2社からは「指定した生活道路を通行しないようにする。その他の生活道路も極力通行しないよう職員を指導する」との回答をいただいた。

その2

「人にやさしい道づくり」という視点から、生活道路には①から⑥などハードの事故防止対策装置を設置することを東海村行政にお願いする。

具体的には、通勤者が幹線道路から須和間生活道路の出入り口に通り抜け事故防止対策として、①車両が1台しか入れないように狭隘ポールを設置すること、その上生活道路の所々に速度を落とすための狭窄ポールを立てること。②十文字や丁字路にはバブルアウトを設けること。③路面ハンプを設置すること。（高さ10cm、長さ1mのかまぼこ型突起物・カラー）④30km等の速度規制や⑤時間制限車両進入禁止、⑥巡回指導の強化などを行うことを東海村行政に要望する。

【回答】自治推進課

その1

平原工業団地は「平原工業団地自治会」、常陸那珂港に隣接する工業団地は「ひたちなか港振興協会」というそれぞれの事業者が加入している団体があります。詳細につきましては、自治推進課からお知らせいたします。

【回答】みちづくり課・消防防災課

その2

これからの生活道路のみちづくりは、これまでは自治会から村に地区の要望として道路改良などを実施してきたが、今後は「人に優しいみちづくり」の視点から、車目線から見ると不自由と感じるようなみちづくりを、地域の皆さんと一緒に進めていきたいと考えております。

ご要望の事故防止対策につきましては、緊急性があるものや抜け道となっている道路状況等について、地区の自治会、交通安全担当機関などと連携を図りつつ安全対策を検討していきます。

【質問事項（題目）】

ゴミ集積所の確保と管理に関する件について

【質問要旨（内容）】

今東海村は超高齢少子社会と人口減少社会に向かっている。中丸地区の各自治会も高齢化地区が多くなり、若者が家から出て行って近隣の地域に家を建て、若者の一人暮らしが増加し、人口は減っても、世帯数は増加している。同時に人口は減ってもゴミや水道、下水道等は増加し続けている。この人たちは自治会に加入しないと、自治会が管理運営しているゴミ集積所の使用ができないので、個人で焼却場に搬入することになるが、毎日のゴミ対応なので長期的には困難になってしまう。これからは更に核家族化していくわけで、この人たちが地域コミュニティを支えていかなければ地域共同体は崩れていってしまうことになる。本村も自治体として発展するためには、住民が協力し合って安心して暮らせる地域づくりが必要である。その為には持続可能な各自治会作りを進めていかなければならない。

この人たちがこれからいずれの区に住むことになっても、既存の班に加入するか新班を作って自治会に加入して、ゴミ集積所を使用するようにしなければならない。また、新班を作った場合は自治会長に届け出て、その折には新たにゴミ集積所を作るようにしたほうがいい場合もあるので自治会長に相談をするようにすべきである。

従って、役場に転入届等が出たときに、ゴミ集積問題は自治会長と班長に相談するように指導してほしい。自治会長は既存のゴミ集積所を使うか新規ゴミ集積所を作るかは各自治会内の協議で決めるようにするので、行政の窓口でも同じようにご指導をお願いします。

【回答】環境政策課

清掃センターにごみ集積所についての相談があった場合は、本人が近所の方に班長や自治会長の連絡先を伺い、直接相談するように案内しております。一昨年からは自治会加入を条件にごみ集積所の新設に係る要件を10軒から5軒に緩和するとともに、自治会加入者がごみ集積所用地を取得できない場合も考えられることから、公共用地の貸し出しについても現在検討しております。

【回答】自治推進課

「持続可能な自治会づくり」については、村にとっても大きな課題の一つであり、特に会員の高齢化や加入率の低下については、多くの自治会での懸案事項となっております。

今後も自治会連合会と協力しながら、これらの課題解決向け協議を進めてまいります。

今回、御要望のありました「ゴミ集積問題は自治会長と班長に相談するよう指導してほしい」という件ですが、現在、村では自治会への加入促進を図ることも含めて、住民課窓口に入届届が提出された時及び調整区域に限定されますが、都市政策課へ建築確認の申請があった時に、「可燃ごみ・不燃ごみ等の集積所を確認していますか。ごみ置き場でお困りの際は自治会長へご相談ください」という、自治会連合会作成したチラシを、平成22年12月から配布し、周知に努めております。